

札幌市市政アドバイザーの設置等に関する要綱

令和元年9月12日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市市政アドバイザーの設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、市政アドバイザーとは、市長が指示する対象分野において、市長または市長の指示を受けた者に対し、専門的見地から、必要な助言や提案等を行う者のことをいう。

(任命)

第3条 市政アドバイザーの任命は、市長が行う。

(守秘義務)

第4条 市政アドバイザーは、その職務において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様の扱いとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。